

**第20号様式別表3、別表4、別表4の2、別表4の2の2、別表4の2の3、別表4の2の4及び別表4の2の5記載の手引**

	欄 等	記 載 の し か た	留 意 事 項
別 表 三	1 用途等	この明細書は、外国において課された外国の法人税等の額を法人税割額から控除をしようとする場合に記載し、第20号様式又は第21号様式の申告書に添付してください。	
	2 「政令第48条の13第5項ただし書の規定の適用の有無」	市町村民税の控除限度額を政令第48条の13第5項ただし書の規定により計算する法人にあっては「有」を、政令第48条の13第5項本文の規定により計算する法人にあっては「無」を○印で囲んでください。	政令第48条の13第5項ただし書の規定により計算する法人とは、事務所又は事業所の所在する市町村が実際に採用する税率に相当する割合を用いて計算するものを、同項本文の規定により計算する法人とは、100分の12.3を用いて計算するものをいいます。以下同じです。
	3 「当期の控除対象外国税額①」	連結申告法人以外の法人にあっては法人税の明細書（別表6(2)）の1の欄の金額を、連結申告法人にあっては法人税の明細書（別表6の2(2)付表）の1の欄の金額を記載します。	
	4 「前3年以内の控除限度額を超える外国税額②」	前3年以内の各事業年度又は各連結事業年度において課された外国税額のうち、前期までに法人税、法人特別税、道府県民税の法人税割及び市町村民税の法人税割の額から控除されなかった部分の額を記載します。	
	5 「国税の控除限度額④」	連結申告法人以外の法人にあっては法人税の明細書（別表6(2)）の17の欄の金額を、連結申告法人にあっては法人税の明細書（別表6の2(2)付表）の9の欄の金額を記載します。	
	6 「道府県民税の控除限度額⑤」	道府県民税の控除限度額を政令第9条の7第4項本文の規定により計算する法人は、国税の控除限度額に100分の5を乗じて計算した金額を記載し、道府県民税の控除限度額を政令第9条の7第4項ただし書の規定により計算する法人は、第6号様式別表4の2の⑦の欄の金額を記載します。	政令第9条の7第4項本文の規定により計算する法人とは一定率（100分の5）を用いて計算するものをいい、同項ただし書の規定により計算する法人とは、事務所又は事業所の所在する都道府県の実際に採用する税率に相当する割合を用いて計算するものをいいます。
	7 「市町村民税の控除限度額⑦」	市町村民税の控除限度額を政令第48条の13第5項本文の規定により計算する法人は、国税の控除限度額に100分の12.3を乗じて計算した金額を記載し、市町村民税の控除限度額を政令第48条の13第5項ただし書の規定により計算する法人は、第20号様式別表4の2の⑦の欄の金額を記載します。	
	8 「前3年以内の控除未済外国税額の明細」	(1) 前3年以内の各事業年度又は各連結事業年度において市町村民税の法人税割額から控除することができる外国税額が当該各事業年度又は各連結事業年度の法人税割額を超えることとなったため控除することができなかった額がある場合に記載します。 (2) 「控除未済外国税額⑩」の欄は、次に掲げる場合にあっては、それぞれに定める金額を記載します。 (イ) この申告書を提出する法人を合併法人、分割承継法人若しくは被現物出資法人又は被事後設立法人とする適格合併等が行われた場合 政令第48条の13第22項の規定の適用があるときの当該適格合併等の日の属する事業年度又は連結事業年度にあっては、第20号様式別表4の2の4の⑦の欄の金額	

欄 等	記 載 の し か た	留 意 事 項
	<p>(Ⅷ) この申告書を提出する法人を分割法人若しくは現物出資法人又は事後設立法人とする適格分割等が行われた場合 政令第48条の13第31項の規定の適用があるときの当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度にあっては、第20号様式別表4の2の5の⑤の欄の金額</p>	
<p>9 「各市町村ごとに控除する外国税額の明細」</p>	<p>2以上の市町村に事務所又は事業所を有する法人が次のように記載します。</p> <p>(1) 「従業者数又は補正後の従業者数」の欄は、市町村民税の控除限度額を政令第48条の13第5項本文の規定により計算する法人にあっては、法人税額の課税標準の算定期間又は連結法人税額の課税標準の算定期間の末日現在の従業者数を記載し、市町村民税の控除限度額を政令第48条の13第5項ただし書の規定により計算する法人にあっては、第20号様式別表4の2の⑧の欄の補正後の従業者数を記載します。</p> <p>(2) 各市町村ごとの「控除すべき外国税額⑩」の欄の計算は、「当期分の控除外国税額⑩」及び「前3年以内の控除未済外国税額⑪」の合計額を各市町村ごと（特別区の存する区域において都民税の法人税割を課する場合の都を含む。）に従業者数又は補正後の従業者数によりあん分して行います。この場合において、当該算定した外国税額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨ててください。</p> <p>(3) 「各市町村ごとに算定した法人税割額⑫」の欄は、各市町村ごとに算定した当該事業年度分又は連結事業年度分の法人税割額（第20号様式の⑦又は第21号様式の⑦の欄に記載すべき法人税割額で100円未満の端数を切り捨てる前の金額）を記載します。</p>	
<p>別 表 四 1 用途等</p>	<p>(1) この明細書は、第20号様式別表3に併せて提出してください。</p> <p>(2) この明細書の各欄に記載する金額は、第20号様式別表3及び法人税の明細書（別表6(3)）の各欄に記載する金額とおおむね一致しますから、これらの明細書に記載したところに準じて記載してください。</p>	
<p>2 「前3年以内の控除余裕額又は控除限度額を超える外国税額の明細」</p>	<p>(1) 「控除余裕額」欄の「前期からの繰越」の欄は、次に掲げる場合にあっては、それぞれに定める金額を記載します。</p> <p>(イ) この明細書を提出する法人を合併法人、分割承継法人若しくは被現物出資法人又は被事後設立法人とする適格合併等が行われた場合 政令第48条の13第7項の規定の適用があるときの当該適格合併等の日の属する事業年度又は連結事業年度にあっては、第20号様式別表4の2の2の⑩の欄の金額</p> <p>(Ⅷ) この明細書を提出する法人を分割法人若しくは現物出資法人又は事後設立法人とする適格分割等が行われた場合 政令第48条の13第19項の規定の適用があるときの当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度にあっては、第20号様式別表4の2の3の⑤の欄の金額</p> <p>(2) 「控除限度額を超える外国税額」欄の「前期からの繰越額」の欄は、次に掲げる場合にあっては、それぞれに定める金額を記載します。</p> <p>(イ) この明細書を提出する法人を合併法人、分割承継法人若しくは被現物出資法人又は被事後設立法人とする適格合併等が行われた場合 政令第48条の13第7項の規定の適用があるときの当該適格合併等の日の属する事業年度又は連結事業年度にあっては、第20号様式別表4の2の2の⑩の欄の金額</p>	

欄 等		記 載 の し か た	留 意 事 項
別 表 四 の 二		(D) この明細書を提出する法人を分割法人若しくは現物出資法人又は事後設立法人とする適格分割等が行われた場合 政令第48条の13第19項の規定の適用があるときの当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度にあっては、第20号様式別表4の2の3の⑩の欄の金額	
	1 用途等	この明細書は、市町村民税の控除限度額を政令第48条の13第5項ただし書の規定により計算する場合に記載し、第20号様式別表3（都民税に係る場合にあっては第6号様式別表3の2）に併せて提出してください。	
	2 「国税の控除限度額①」	連結申告法人以外の法人にあっては法人税の明細書（別表6(2)）の17の欄の金額を、連結申告法人にあっては法人税の明細書（別表6の2(2)附表）の9の欄の金額を記載します。	
	3 「従業者数②」	法人税額の課税標準の算定期間又は連結法人税額の課税標準の算定期間の末日現在の従業者の数を各市町村（特別区の存する区域において都民税の法人税割を課する場合の都を含みます。以下同じ。）ごとに記載します。	
	4 「②であん分した国税の控除限度額④」	「国税の控除限度額①」の欄の金額を従業者数の「合計③」の欄の総従業者数で除して1人当たりの金額（当該除して得た数値に小数点以下の数値があるときは、当該小数点以下の数値のうち当該従業者数の総数のけた数に1を加えた数に相当する数の位以下の部分の数値を切り捨ててください。）を算出し、当該1人当たりの金額に「従業者数②」の欄の各市町村ごとの従業者の数を乗じて得た金額を記載します。この場合において、当該乗じて得た金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨ててください。	
	5 「税率⑤」	当該事業年度分又は連結事業年度分に適用される各市町村ごとの市町村民税の法人税割の税率を記載します。この場合において、特別区の存する区域に事務所又は事業所を有する法人にあっては、当該区域の従業者数に対応する欄には、特別区の存する区域において課する都民税の法人税割の税率に相当する割合から当該割合に17.3分の5を乗じて得た割合（当該乗じて得た割合に小数点以下1位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入してください。）を控除した割合を記載します。	
	6 「市町村民税の控除限度額⑥」	各市町村ごとの④の欄の金額に各市町村ごとの⑤の欄の税率を乗じて得た金額を記載します。この場合において、当該乗じて得た金額に1円未満の端数があるときはその端数を切り捨ててください。	
7 「補正後の従業者数⑧」	各市町村ごとの②の欄の従業者数に各市町村ごとの⑤の欄の税率を乗じて得た数を100分の12.3で除して得た従業者数を記載します。この場合において、当該除して得た従業者数に1人に満たない端数があるときは、その端数を切り捨ててください。		
別 表 四 の 二 の 二	1 用途等	この明細書は、政令第48条の13第7項の規定の適用を受ける場合に記載し、第20号様式別表4に併せて提出してください。	
	2 「被合併法人等の控除余裕額①」	次に掲げる場合に応じ、それぞれに定める金額を記載します。 (1) この明細書を提出する法人を合併法人とする適格合併が行われた場合 当該適格合併に係る被合併法人の当該適格合併の日の前日の属する事業年度又は連結事業年度の第20号様式別表4の「控除余裕額」欄の「翌期繰越額」の欄の金額 (2) 平成22年9月30日までの間に、この明細書を提出する法人を分割承継法人とする適格分割型分割が行われた場合 当該適格分割型分割に係る分割法人の当該適格分割型分割の日の前日の属する事業年度又は連結事業年度の第20号様式別表4の「控除余裕額」欄の「翌期繰越額」の欄の金額	

欄 等	記 載 の し か た	留 意 事 項
	<p>(3) この明細書を提出する法人を分割承継法人若しくは被現物出資法人又は被事後設立法人とする適格分割等が行われた場合 当該適格分割等に係る分割法人若しくは現物出資法人又は事後設立法人の当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度開始の日の前日の属する事業年度又は連結事業年度の第20号様式別表4の「控除余裕額」欄の「翌期繰越額」の欄の金額</p>	
<p>3 「分割法人等の国外所得金額又は個別国外所得金額②」</p>	<p>次に掲げる法人の区分ごとに、それぞれに定める金額を記載します。</p> <p>(1) 連結申告法人以外の法人 「被合併法人等の控除余裕額①」の欄の金額に係る事業年度の分割法人若しくは現物出資法人又は事後設立法人の法人税の明細書（別表6(2)）の「国外所得の金額(9)」の欄の金額</p> <p>(2) 連結申告法人 「被合併法人等の控除余裕額①」の欄の金額に係る連結事業年度の分割法人若しくは現物出資法人又は事後設立法人の法人税の明細書（別表6の2(2)附表）の「個別国外所得の金額(3)」の欄の金額</p>	
<p>4 「当該法人の控除余裕額とみなされる金額④」</p>	<p>(1) この明細書を提出する法人を合併法人とする適格合併が行われた場合</p> <p>…………… ①<del>又は</del>①×<del>③</del> ②</p> <p>(2) この明細書を提出する法人を分割承継法人若しくは被現物出資法人又は被事後設立法人とする適格分割若しくは適格現物出資又は適格事後設立が行われた場合</p> <p>……………<del>③</del>又は①× ②</p>	
<p>5 「被合併法人等の控除限度額を超える外国税額⑤」</p>	<p>次に掲げる場合に応じ、それぞれに定める金額を記載します。</p> <p>(1) この明細書を提出する法人を合併法人とする適格合併が行われた場合 当該適格合併に係る被合併法人の当該適格合併の日の前日の属する事業年度又は連結事業年度の第20号様式別表4の「控除限度額を超える外国税額」欄の「翌期繰越額」の欄の金額</p> <p>(2) 平成22年9月30日までの間に、この明細書を提出する法人を分割承継法人とする適格分割型分割が行われた場合 当該適格分割型分割に係る分割法人の当該適格分割型分割の日の前日の属する事業年度又は連結事業年度の第20号様式別表4の「控除限度額を超える外国税額」欄の「翌期繰越額」の欄の金額</p> <p>(3) この明細書を提出する法人を分割承継法人若しくは被現物出資法人又は被事後設立法人とする適格分割等が行われた場合 当該適格分割等に係る分割法人若しくは現物出資法人又は事後設立法人の当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度開始の日の前日の属する事業年度又は連結事業年度の第20号様式別表4の「控除限度額を超える外国税額」欄の「翌期繰越額」の欄の金額</p>	
<p>6 「分割法人等の外国の法人税等の額⑥」</p>	<p>「被合併法人等の控除限度額を超える外国税額⑤」の欄の金額に係る事業年度又は連結事業年度の分割法人若しくは現物出資法人又は事後設立法人の法人税の明細書（別表6(2)の2)）の「当期の控除対象外国法人税額又は個別控除対象外国法人税額(24)」の欄の金額を記載します。</p>	

欄 等	記 載 の し か た	留 意 事 項	
7「当該法人の控除限度額を超える外国税額とみなされる金額⑧」	<p>(1) この明細書を提出する法人を合併法人とする適格合併が行われた場合</p> <p>…………… ⑤<del>又は</del>⑥<sup>⑦</sup></p> <p>(2) この明細書を提出する法人を分割承継法人若しくは被現物出資法人又は被事後設立法人とする適格分割若しくは適格現物出資又は適格事後設立が行われた場合</p> <p>……………<del>⑥</del>又は⑤×<sup>⑦</sup>/<sub>⑥</sub></p>		
別 表 四 の 二 の 三	1 用途等	この明細書は、政令第48条の13第19項の規定の適用を受ける場合に記載し、第20号様式別表4に併せて提出してください。	
	2「当該法人の控除余裕額①」	<p>次に掲げる場合に応じ、それぞれに定める金額を記載します。</p> <p>(1) 平成22年9月30日までの間に、この明細書を提出する法人を分割法人とする適格分割型分割が行われた場合 当該法人の当該適格分割型分割の日の前日の属する事業年度又は連結事業年度の第20号様式別表4の「控除余裕額」欄の「翌期繰越額」の欄の金額</p> <p>(2) この明細書を提出する法人を分割法人若しくは現物出資法人又は事後設立法人とする適格分割等が行われた場合 当該法人の当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度開始の日の前日の属する事業年度又は連結事業年度の第20号様式別表4の「控除余裕額」欄の「翌期繰越額」の欄の金額</p>	
	3「当該法人の国外所得金額又は個別国外所得金額②」	<p>次に掲げる法人の区分ごとに、それぞれに定める金額を記載します。</p> <p>(1) 連結申告法人以外の法人 「当該法人の控除余裕額①」の欄の金額に係る事業年度の法人税の明細書（別表6(2)）の「国外所得の金額(9)」の欄の金額</p> <p>(2) 連結申告法人 「当該法人の控除余裕額①」の欄の金額に係る連結事業年度の法人税の明細書（別表6の2(2)付表）の「個別国外所得の金額(3)」の欄の金額</p>	
	4「当該法人の控除限度額を超える外国税額⑥」	<p>次に掲げる場合に応じ、それぞれに定める金額を記載します。</p> <p>(1) 平成22年9月30日までの間に、この明細書を提出する法人を分割法人とする適格分割型分割が行われた場合 当該法人の当該適格分割型分割の日の前日の属する事業年度又は連結事業年度の第20号様式別表4の「控除限度額を超える外国税額」欄の「翌期繰越額」の欄の金額</p> <p>(2) この明細書を提出する法人を分割法人若しくは現物出資法人又は事後設立法人とする適格分割等が行われた場合 当該法人の当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度開始の日の前日の属する事業年度又は連結事業年度の第20号様式別表4の「控除限度額を超える外国税額」欄の「翌期繰越額」の欄の金額</p>	
	5「当該法人の外国の法人税等の額⑦」	「当該法人の控除限度額を超える外国税額⑥」の欄の金額に係る事業年度又は連結事業年度の法人税の明細書（別表6(2)）の「当期の控除対象外国法人税額又は個別控除対象外国法人税額(24)」の欄の金額を記載します。	
別 表 四 の 二 の 四	1 用途等	この明細書は、政令第48条の13第22項の規定の適用を受ける場合に記載し、第20号様式別表3に併せて提出してください。	
	2「被合併法人等の控除未済外国税額①」	<p>次に掲げる場合に応じ、それぞれに定める金額を記載します。</p> <p>(1) この明細書を提出する法人を合併法人とする適格合併が行われた場合 当該適格合併に係る被合併法人の当該適格合併の日の前日の属する事業年度又は連結事業年度の第20号様式別表3の「翌期繰越額⑥」の欄の金額</p>	

欄 等	記 載 の し か た	留 意 事 項
	<p>(2) 平成22年9月30日までの間に、この明細書を提出する法人を分割承継法人とする適格分割型分割が行われた場合 当該適格分割型分割に係る分割法人の当該適格分割型分割の日の前日の属する事業年度又は連結事業年度の第20号様式別表3の「翌期繰越額⑯」の欄の金額</p> <p>(3) この明細書を提出する法人を分割承継法人若しくは被現物出資法人又は被事後設立法人とする適格分割等が行われた場合 当該適格分割等に係る分割法人若しくは現物出資法人又は事後設立法人の当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度開始の日の前日の属する事業年度又は連結事業年度の第20号様式別表3の「翌期繰越額⑯」の欄の金額</p>	
3 「分割法人等の国外所得金額又は個別国外所得金額②」	<p>次に掲げる法人の区分ごとに、それぞれに定める金額を記載します。</p> <p>(1) 連結申告法人以外の法人 「被合併法人等の控除未済外国税額①」の欄の金額に係る事業年度の分割法人若しくは現物出資法人又は事後設立法人の法人税の明細書（別表6(2)）の「国外所得の金額(9)」の欄の金額</p> <p>(2) 連結申告法人 「被合併法人等の控除未済外国税額①」の欄の金額に係る連結事業年度の分割法人若しくは現物出資法人又は事後設立法人の法人税の明細書（別表6の2(2)付表）の「個別国外所得の金額(3)」の欄の金額</p>	
4 「当該法人の控除未済外国税額とみなされる金額④」	<p>(1) この明細書を提出する法人を合併法人とする適格合併が行われた場合</p> <p>…………… ① <del>又は</del> ① × <math>\frac{\text{㉑}}{\text{㉒}}</math></p> <p>(2) この明細書を提出する法人を分割承継法人若しくは被現物出資法人又は被事後設立法人とする適格分割若しくは適格現物出資又は適格事後設立が行われた場合</p> <p>…………… <del>①</del> 又は ① × <math>\frac{\text{㉑}}{\text{㉒}}</math></p>	
別 1 用途等	この明細書は、政令第48条の13第31項の規定の適用を受ける場合に記載し、第20号様式別表3に併せて提出してください。	
表 四 二 の	<p>2 「当該法人の控除未済外国税額①」</p> <p>次に掲げる場合に応じ、それぞれに定める金額を記載します。</p> <p>(1) 平成22年9月30日までの間に、この明細書を提出する法人を分割法人とする適格分割型分割が行われた場合 当該法人の当該適格分割型分割の日の前日の属する事業年度又は連結事業年度の第20号様式別表3の「翌期繰越額⑯」の欄の金額</p> <p>(2) この明細書を提出する法人を分割法人若しくは現物出資法人又は事後設立法人とする適格分割等が行われた場合 当該法人の当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度開始の日の前日の属する事業年度又は連結事業年度の第20号様式別表3の「翌期繰越額⑯」の欄の金額</p>	
五	<p>3 「当該法人の国外所得金額又は個別国外所得金額②」</p> <p>次に掲げる法人の区分ごとに、それぞれに定める金額を記載します。</p> <p>(1) 連結申告法人以外の法人 「当該法人の控除未済外国税額①」の欄の金額に係る事業年度の法人税の明細書（別表6(2)）の「国外所得の金額(9)」の欄の金額</p> <p>(2) 連結申告法人 「当該法人の控除未済外国税額①」の欄の金額に係る連結事業年度の法人税の明細書（別表6の2(2)付表）の「個別国外所得の金額(3)」の欄の金額</p>	